

令和8年2月2日提出

令和8年3月市議会定例会議案

(その1 議案第1号から議案第9号まで)

木更津市

令和8年3月市議会定例会議案目録（その1）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて	財務部	別冊
議案第2号	令和7年度木更津市一般会計補正予算（第9号）	財務部	別冊
議案第3号	令和7年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	健康づくり部	別冊
議案第4号	令和7年度木更津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	健康づくり部	別冊
議案第5号	令和7年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第3号）	福祉部	別冊
議案第6号	令和7年度木更津市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）	経済部	別冊
議案第7号	木更津市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	経済部	1
議案第8号	木更津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	2
議案第9号	令和7年度木更津市下水道事業会計補正予算（第1号）	都市整備部	別冊

議案第7号

木更津市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月2日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市火入れに関する条例の一部を改正する条例

木更津市火入れに関する条例（昭和59年木更津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表された場合又は木更津市火災予防条例（昭和37年木更津市条例第24号）第29条の8の規定による林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）若しくは火災警報（木更津市火災予防条例第29条の9に規定する警報を含む。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「とき」を「場合」に、「又は強風注意報、異常乾燥注意報」を「、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

火入れの中止の要件に、木更津市火災予防条例（昭和37年木更津市条例第24号）に規定する林野火災に関する注意報及び警報が発令された場合を加える等のため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第8号

木更津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月2日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市下水道条例の一部を改正する条例

木更津市下水道条例（昭和59年木更津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者及び同法第39条の2第3項の規定により任命された下水道事業に係る企業長を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、当該指定を受けた者に工事を行わせることができる。

第28条第2項第4号中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合における排水設備等の工事を円滑に実施するため、関係条文の整備をしようとするものである。